

1 はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という）第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表する必要があることから、本市教育委員会は、本報告書を作成したものである。

なお、首長部局にて委任や補助執行等を行っている事務のうち、本市教育委員会の権限に属する事務については、当該報告書にて点検・評価を行った。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の基本方針

1 目的

本市教育委員会では、毎年「入間市の教育」を策定して、その中で基本理念及び基本方針を定め、その目標に沿った事業を展開している。（P69「令和6年度入間市の教育」抜粋参照）

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様に対する説明責任を果たしていくことを目的として、地教行法の規定により、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果について議会に報告するとともに、市公式ホームページに公表するものである。

2 施策を評価する表における「指標の推移」及び「成果実績」について

「指標の推移」については、令和8年度末において達成を目指す施策の成果や達成度を測るために、指標及び説明とともに令和8年度までの実績値を掲載している。

「成果実績」については、目標値の設定がない施策について、令和8年度までの成果実績を数値化し、実績値及び達成状況の把握を行う。

点検・評価方法

①自己評価

毎年策定している「入間市の教育」の政策ごとの各施策について、施策の目標、取り組み状況を明記し、評価基準にそった自己評価を行うとともに今後の方針を明らかにした。

【評価基準】

評 価	基 準
A	施策、事業の達成度、進ちよくが順調である。 目標値に対し達成度が非常に高い。 目標値の場合、基準値（令和2年度）を基本とし目標値からみて実績値の達成状況が80%以上
B	施策、事業の達成度、進ちよくがおおむね順調である。 目標値に対し達成度が高い。 目標値の場合、基準値（令和2年度）を基本とし目標値からみて実績値の達成状況が50%以上80%未満
C	施策、事業の達成度、進ちよくがあまり順調でない。 目標値に対し達成度がやや低い。 目標値の場合、基準値（令和2年度）を基本とし目標値からみて実績値の達成状況が20%以上50%未満
D	施策、事業の達成度、進ちよくが順調でない。 目標値に対し達成度が低い。 目標値の場合、基準値（令和2年度）を基本とし目標値からみて実績値の達成状況が20%未満

※目標値は、その施策の目標・目的の中で数値化できるものを表したもの。

施策の評価は、指標の進ちよくだけでなく、その他の事業実績等も包含した上で総合的に評価している。

②外部評価

自己評価に対して、学識経験者（駿河台大学 西村 貴之 先生 及び東京家政大学 小櫃 智子 先生）に外部評価をお願いした。なお、この外部評価については、全体を通して評価と政策毎の評価をしていただいた。

学識経験者の意見等（知見の活用について）

教育委員会の事務点検評価報告書作成過程において、次のとおり学識経験者から意見があり、それらを踏まえ部分的に修正を行いながら、本点検評価報告書を作成した。

1. 全体を通して

駿河台大学 西村 貴之 先生（スポーツ科学部 教授）

「教育委員会の事務に関する点検・評価報告書」全体を通し、意見申し上げます。

本年度は、アフターコロナ２年目を迎え、各政策の取組指標の推移を拝見する限り、その多くが令和元年度の実績に近づいているあるいはそれ以上に到達されている項目もあるなど、豊かな市民生活を取り戻す教育行政が丁寧に推進された成果が表れており、関係各位の努力に敬意を表します。

入間市の教育〈グランドデザイン〉にあります地域学校協働活動は、学校教育領域と社会教育領域の取組を連携させながら、地域全体で子どもの人格の完成をめざした発達援助をおこなう大変重要な活動です。どのように多様な地域住民の協働を実現していくのかは、教育行政部局内の各課の連携のみならず関係部局との横断的な協働にかかっていると考えます。例えば、全国的に教員の働き方改革と連動しながら検討が進められています休日の部活動地域移行に関して、埼玉県でも「埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業」がおこなわれています。令和６年度本事業を受託した入間市スポーツクラブの地域ミーティング資料によれば、「部活動地域移行に関する意識において、県と各市の温度差がある。入間市においても教育委員会を始めとする各関連部署等に周知を求める活動をする必要がある」といった課題が指摘されています。この部活動地域移行化の動向は、青少年スポーツとしての地域スポーツ環境の再構築がおこなわれる大きな転機であり、教育課程外でありながら教育的価値が高い部活動の指導に対して、地域でどのように対応できるかについて、教育委員会が積極的に、学校、保護者、地域の仲介者としてリーダーシップを期待されています。部活動で扱われている競技・種目と生涯スポー

ツでおこなわれる競技・種目のズレなども考慮に入れるならば、教育委員会内においても学校教育課と社会教育課との連携・協働が求められてまいります。この部活動地域移行化以外でも、本年度の施策の評価を拝見しますと、施策の内容によっては社会教育課内の博物館や公民館といった担当課間で連携・協働が推進されることでより市民の生涯学習が豊かになっていく可能性があると考えております。次年度も引き続き円滑な施策実施を期待するとともに、教育行政部局と他部局間、教育行政部局内での担当課間での連携・協働による新たな事業の企画や運営を模索されますことを期待いたします。

東京家政大学 小櫃 智子 先生（子ども支援学部 教授）

令和7年度「教育委員会の事務に関する点検・評価報告書」を拝見いたしました。あらためまして、入間市の教育に係る様々な取組に関わられた全ての皆様に敬意を表するとともに、このような機会を頂戴したことに心より感謝申し上げます。

全体を通して、各項目について、適切かつ丁寧な点検・評価がなされていると思います。令和6年度の点検・評価の報告を受け、今後の入間市の教育行政の方向性について期待することとして、入間市教育の基本として設定された「夢の実現に向けた学校教育の充実」、「地域との連携と生きる力の育成」、「学びと実践による地域づくり」の3点から意見を述べさせていただきます。

1) 夢の実現に向けた学校教育の充実

研修会の開催や児童発達支援センターとの定期的な情報交換、また全ての未就学施設への巡回支援の実施等、子ども未来室事業の推進を積極的に図り、支援の必要な子どもに対する育ちや学びを保障するための取組に力を入れられた点についてたいへん評価できます。幼児の通級指導教室「茶おちゃお」に在籍する幼児が入学を予定している小学校との情報交換会の実施や保育士と教諭を対象とする発達障害への適切な対応と支援方法を学ぶ研修会の実施等、保幼小の接続の視点でも取組の充実が図られました。障害の有無に関係なく、どの子どもも自分の夢の実現に向けて歩いていくことができるよう支援が充実されていると思います。また、すべての子どもが「わかる」「できる」ことを目指したユニバーサルデザインの視点に立った教育の展開にも重点を置いており、教職員の資質向上に向けた取組や学力向上のための取組等にも力を入れ、充実が図られました。

入間市の教育では、多様な子どもたちが共に学ぶことができるインクルーシブ教育のシステムの構築を推進することとしています。今後は、障害のある子どもも、ない子どもも共に学び合うための具体的な取組に期待したいと思います。また、障害だけでなく、異なる文化を背景に持つ子ども、医療的ケアを必要とする子ども、性的マイノリティの子ども等、多様な子どもの存在に目を向け、子どもたちが多様性を受け入れ、認め合う気持ちを育むことが、目指す共生社会の実現に繋がるものと考えます。このことは、施策1に挙げている「人権教育」の取組とも通ずるものであり、各施策の連動性も捉えながら包括的な視点で取組の内容を充実させるとともに、点検・評価していくことも必要であると思います。

2) 地域との連携と生きる力の育成

学校、家庭、地域が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」を全中学校区で実施され、さらなる充実が図られたとともに、各地区での課題を明確にされ今後に向けての改善点を具体的に示すなど丁寧な点検・評価がなされました。子どもの生活の基盤である家庭はもとより、地域との連携は今後ますます重要です。地域の人の声や力を学校教育に積極的に活かす取組は、学校教育の充実に繋がります。今後も「コミュニティ・スクール」が、地域ごとの特色が活かされた形で発展的に進めていかれることに大きな期待を寄せたいと思います。

こうした取組が、学校教育の充実のためだけに行われるのではなく、家庭生活の充実や、地域の活性化等、それぞれにとって良いものとなるよう互恵性ある取組となるように進めることもまた重要であると考えます。「地域とともにある学校」が目指すものは、地域の子どもも大人も皆がいきいきと学び、主体的にさまざまな地域の活動に取り組む姿であると思います。

3) 学びと実践による地域づくり

「市民の学びと実践があふれる地域づくり」として、博物館、図書館、公民館、児童センター、青少年活動センター等、様々な施設において地域と連携した取組が充実していた点についてたいへん評価できます。とりわけ、博物館ではボランティアとの協働による事業が多数実施され、学校と連携した博物館授業の充実が図られました。また、図書館においても小学校をはじめとしさまざまな施設との連携により、読書活動の推進が図られました。児童センターでは、ボランティア会との協働事業、地域の NPO 法人や企業との連携による新たな事業展開等がなされています。

地域住民がそれぞれの持つ力を地域でいきいきと発揮できる場があることは、当事者にとってもまた地域全体にとっても潤いをもたらすものと思います。多くの地域住民が自ら学び、実践したいと思えるような地域づくりのために、今後は、市の施設における行政主導の取組への参画だけでなく、地域住民からの発想と取組を行政が支援していくことも重要ではないかと考えます。市民が主体的に学び、その学びを活かした実践があふれる地域で、子どもたちも主体的に学ぶ楽しさを育ててほしいと思います。

2. 各基本目標について

点検評価に対する学識経験者の意見は、次のとおり分担して依頼した。

駿河台大学 西村 貴之 先生（スポーツ科学部 教授）

①全体を通した評価

②政策（項）ごとの評価

政策2 生涯学習

第1項 生涯学習の推進

政策4 社会教育

第1項 社会教育の充実

第2項 社会教育施設等の整備

政策5 スポーツ・レクリエーション

第1項 生涯スポーツの充実

東京家政大学 小櫃 智子 先生（子ども支援学部 教授）

①全体を通した評価

②政策（項）ごとの評価

政策1 人権教育

第1項 人権の尊重と権利の擁護

政策3 幼児・学校教育

第1項 学校教育の充実

第2項 幼児教育の充実

第3項 学校施設の実整備